定　款

株式会社スプリックス

平成９年１月 13 日制定
平成 18 年 12 月 28 日改定
平成 19 年８月１日改定
平成 21 年９月 10 日改定
平成 22 年 12 月 25 日改定
平成 26 年 12 月 22 日改定
平成 27 年８月 24 日改定
平成 27 年 12 月 21 日改定
平成 28 年８月 22 日改定
平成 30 年３月１日改定
平成 30 年３月 12 日改定
平成 30 年 12 月 26 日改定
令和元年 12 月 26 日改定
令和４年 12 月 23 日改定

第１章　総則

（商号）

第１条　当会社は、株式会社スプリックスと称し、英文では SPRIX Inc. と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 学習塾及び文化教室等の経営
(2) 学習塾及び文化教室等の経営に関するノウハウの販売及び業務受託
(3) フランチャイズシステムによる学習塾及び文化教室等の加盟店募集及び加盟店に対する経営指導
(4) 学習塾及び文化教室等用教材の企画、制作、仕入及び販売
(5) 出版
(6) ソフトウェアの開発及び販売
(7) インターネットを利用した各種情報の提供サービス
(8) インターネットを利用したコンテンツ配信
(9) タレント、モデル及びアーティスト等の育成及びマネジメント
(10) タレント、モデル及びアーティスト等の肖像、署名、愛称等を物品、商品、サービス等に使用し、使用せしめる権利の管理並びに販売
(11) 電子商取引
(12) 広告宣伝の企画、立案、販売及び代理
(13) 知的財産権の取得、譲渡、使用許諾を含めた貸与及び管理
(14) 音楽著作権の管理
(15) 音楽著作物の利用の開発
(16) コンパクトディスク、ビデオなどの原盤の企画・製作
(17) 楽譜の出版
(18) 投資業及び投資先の育成、支援等に関する業務
(19) 職業紹介事業及び労働者派遣事業
(20) 前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を新潟県長岡市に置く。

（機関）

第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会
(2) 監査等委員会
(3) 会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告は、電子公告により行う。

２．事故その他のやむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第２章　株 式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、60,000,000 株とする。

（単元株式数）

第７条　当会社の１単元の株式数は 100 株とする。

（単元未満株主の権利制限）

第８条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利

(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株式取扱規則）

第９条　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

（株主名簿管理人）

第１０条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

３．当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

（基準日）

第１１条 当会社は、毎年９月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２．前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第３章　株主総会

（招集）

第１２条 定時株主総会は、毎事業年度終了後３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

（招集権者及び議長）

第１３条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

２．株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（電子提供措置等）

第１４条 当会社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２．当会社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

（議決権の代理行使）

第１５条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。

２．前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

（決議の方法）

第１６条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第 309 条第２項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議事録）

第１７条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第４章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第１８条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、５名以内とする。

２．当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、３名以内とする。

（取締役の選任）

第１９条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第２０条 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２．前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

３．補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第２１条 代表取締役は、取締役会の決議によって取締役（監査等委員を除く。）の中から選定する。

２．代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

３．取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員を除く。）の中から取締役社長１名を選定し、取締役会長１名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第２２条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順位により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２３条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議の方法）

第２４条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第２５条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（業務執行の決定の取締役への委任）

第２６条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

（取締役会の議事録）

第２７条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役が記名押印又は電子署名する。

（取締役会規則）

第２８条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（取締役の報酬等）

第２９条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

（取締役の責任免除）

第３０条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった 者を含む。）の会社法第 423 条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２．当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第１項の賠償責

任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第５章　監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

第３１条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（監査等委員会の決議の方法）

第３２条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（監査等委員会の議事録）

第３３条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員が記名押印又は電子署名する。

（監査等委員会規則）

第３４条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員において定める監査等委員会規則による。

第６章　会計監査人

（会計監査人の選任）

第３５条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第３６条 会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２．会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第３７条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第７章　計算

（事業年度）

第３８条 当会社の事業年度は、毎年 10 月１日から翌年９月 30 日までとする。

（剰余金の配当等）

第３９条 当会社は、取締役会決議によって、会社法第 459 条第１項各号に掲げる事項を定めることができる。

２．当会社は、毎年９月 30 日又は３月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下,「配当金」という。）を行う。
３．当会社は、会社法第 459 条第１項各号に掲げる事項を株主総会の決議によって定めない。

（期末配当金等の除斥期間）
第４０条 配当金が、支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。
２．未払の配当金には利息をつけない。

附則
（監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置）
第 1 条　平成 27 年８月 24 日開催の臨時株主総会において承認された定款一部変更の効力発生時以前の会社法第 423 条第１項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任の免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定款変更前の定款第 34 条の定めるところによる。

（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）
第２条　2022 年９月１日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
２．本条の規定は、2022 年９月１日から６か月を経過した日又は前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

平成 27 年８月 24 日開催の臨時株主総会において承認された定款一部変更の効力発生時以前の定款第 34 条
（監査役の責任免除）
第 34 条　当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
②　当会社は社外監査役との間で、会社法第 423 条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。